

広島県告示第八百三十七号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十八条第一項の規定によって、次の区域をプレジャーボートの暫定係留区域に指定し、令和六年九月二日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和六年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

貝野地区

1 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市円一町の国土地理院四等三角点「沼田川」（北緯三四度二三分一二秒〇九九一、東経一三三度〇五分二七秒七〇六一、標高四・五二メートル）

基点一 基準点から二〇一度二五分五〇秒の方向九九一・七四メートルの点

基点二 基点一から二二二度一五分三五秒の方向二四・〇六メートルの点

二 指定年月日

令和六年九月二日